5 地域区分図

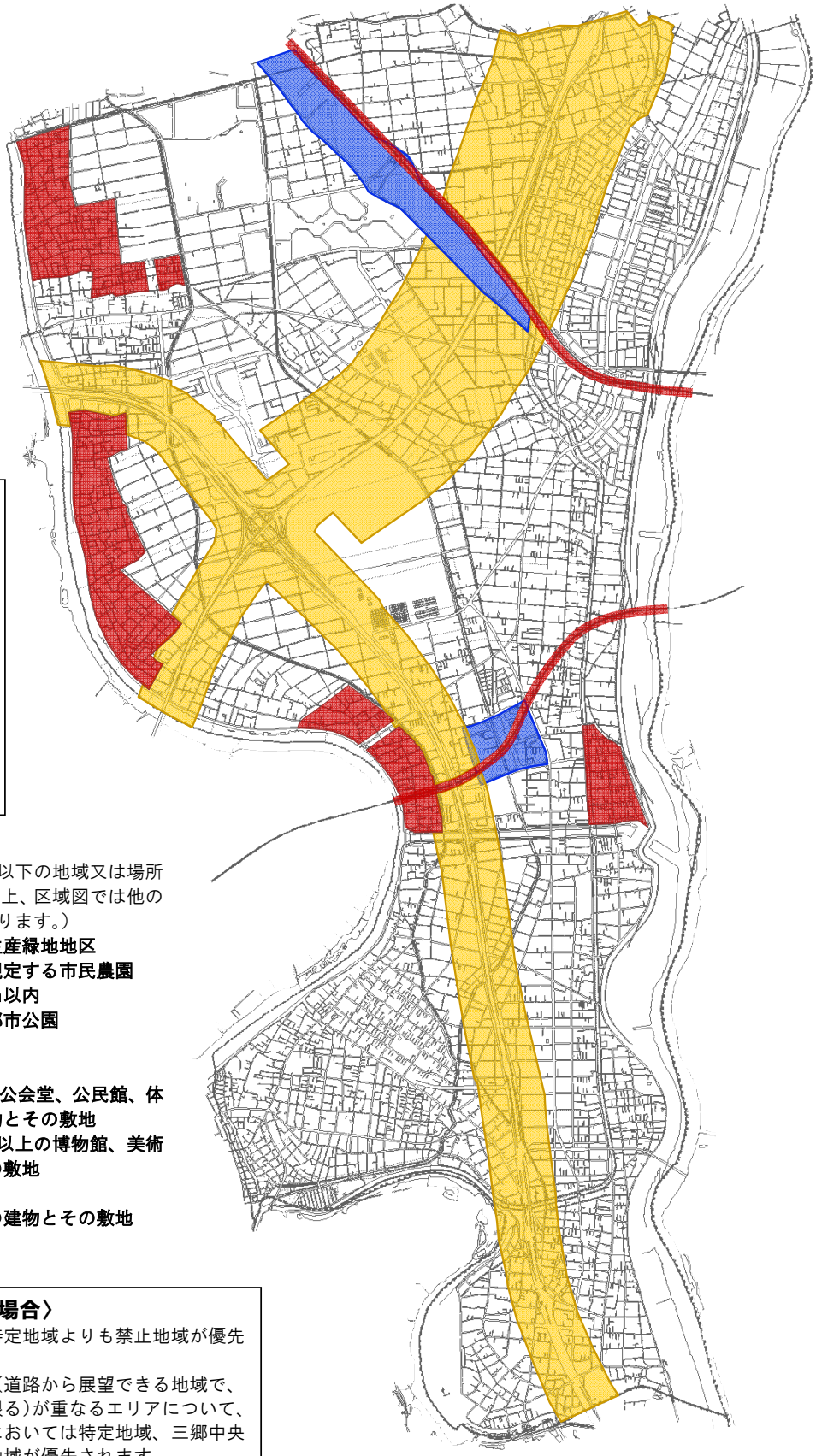

許可地域

特定地域

禁止地域①

禁止地域②※

※高速道路から展望できない地域は許可地域となります。

その他の禁止地域

図に示した禁止地域以外にも以下の地域又は場所は禁止地域となります。（便宜上、区域図では他の地域に含まれている場合があります。）

- 都市計画法に規定する生産緑地地区
- 市民農園整備促進法に規定する市民農園
- 指定文化財の周囲 100m以内
- 都市公園法に規定する都市公園
- 河川
- 駅前広場
- 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館及び公衆便所の建物とその敷地
- 床面積の合計が 200 ㎡以上の博物館、美術館及び病院の建物とその敷地
- 墓地
- 社寺、教会及び火葬場の建物とその敷地

〈区域が重複している場合〉

※禁止地域①については特定地域よりも禁止地域が優先されます。

※特定地域と禁止地域②（道路から展望できる地域で、市長が指定する区域に限る）が重なるエリアについて、新三郷ららシティ地区においては特定地域、三郷中央駅地区については禁止地域が優先されます。